

EMS機器導入促進助成金交付要綱

(公社)秋田県トラック協会

(目的)

第1条 秋田県トラック協会(以下「秋ト協」という)は、エコドライブを計画的かつ継続的に実施し、その運行状況について客観的評価や指導を一体的に行うエコドライブ管理システム(以下「EMS」という)の普及を図るため、EMS機器(以下「機器」という)の導入を行う会員事業者(以下「会員」という)に対して助成金を交付する。

(対象機器)

第2条 助成の対象となる機器等は、エコドライブの実践に効果のあるEMS用車載器で別紙1に示すものとする。

(交付額)

第3条 助成金の交付額は、会員が平成25年4月1日～平成26年2月末日までに新たに装着する機器に対して次の通りとする。

○EMS用車載器 1台 50,000円

- 2 一会員あたりの補助機器台数の上限は5台までとする。
- 3 補助額について、1,000円未満の端数は切り捨てとする。
- 4 当該機器が前条及び「ドライブレコーダ機器等導入促進助成金交付要綱」のいずれの基準にも該当する場合は、第1項の助成金は交付しない。
ただし、当該機器が道路運送車両の保安基準第48条の2に適合する運行記録計である場合はこの限りではない。
- 5 国等からの補助金を受けた機器に対しては、助成金を交付しない。
- 6 上記期間内であっても、予算額に達した場合はその時点までとする。

(助成方法)

第4条 助成を受けようとする場合は、事前に「EMS機器導入助成申請書」を秋ト協へ提出する。

(交付決定)

第5条 秋ト協は、前条の申請が適正であり、交付を適当と認めた場合は「EMS機器導入助成承認書」を会員へ交付する。

(交付請求)

第6条 会員は、機器装着が完了したときは、対象機器の基準に応じて様式1「EMS用車載器導入助成事業実績報告書」(助成金請求書)を秋ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第7条 秋ト協は、前条に基づき実績報告及び助成金の請求があったときは、その内容

を審査し、条件に適合すると認めるときは会員に対して助成金を交付する。

(機器の処分制限)

第8条 会員は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という)に供してはならない。但し、あらかじめ秋ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、秋ト協が別にこれを定める。

《附則》

1. 本要綱は平成24年4月1日より適用する。
2. EMS・ドライブレコーダ機器導入促進助成金交付要綱(平成24年1月28日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。
3. 平成25年5月29日改正、同年4月1日から実施する。